

## 島根県報

令和5年3月3日(金)

号外 第 2 3 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

|--|

## 【告 示】

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の (雇用政策課) 2 一部改正

## 告示

## 島根県告示第143号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額(平成29年島根県告示第406号)の一部 を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

第2号の表中「放電加工」を「非接触除去加工」に改め、「電気機器組立て」の次に「、シーケンス制御」を加え、「、陶磁器製造」を削る。

第3号中「25歳以上35歳未満の島根県内に在住する者若しくは島根県内の事業所に在職中の者」を「35歳未満の島根県内の施設若しくは学校の在校生等(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。)を除く。)を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。)若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。以下同じ。)若しくは島根県外の施設若しくは学校の在校生等(県内に住所を有する者に限る。)」に改め、「若しくは島根県内に在住する在職中でない者」を削り、同号の表中「放電加工」を「非接触除去加工」に改め、「電気機器組立て」の次に「、シーケンス制御」を加え、「、陶磁器製造」を削る。

第4号中「在校生(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。)を除く。)を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。)若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。5において同じ。)」を「在校生等」に改め、同号の表中「電気機器組立て」の次に「、シーケンス制御」を加える。

第5号中「学校(4の学校をいう。以下同じ。)の在校生」を「施設若しくは学校の在校生等」に、「島根県内に在住する県外の学校の在校生」を「島根県外の施設若しくは学校の在校生等(県内に住所を有する者に限る。)」に、「在校生(」を「在校生等(」に改め、同号の表中「電気機器組立て」の次に「、シーケンス制御」を加える。